

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規
則

2010 年 第 3 回 一部改正

2010 年 10 月 15 日 規則 第 75 号

2010 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2010 年 7 月 27 日 理事会 承認

2010 年 9 月 13 日 国土交通大臣 認可

2010 年 10 月 15 日 規則第 75 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.2 検査の準備その他

1.2.5 として次の 1 条を加える。

1.2.5 艀装品，機器，部品等の交換

船舶に搭載された艀装品，機器，部品等を交換する場合には，当該艀装品等が建造時において適用された要件に適合したものと交換しなければならない。本会が新たに規定する場合又は特に必要と認める場合については，交換時に有効な要件に適合したものと交換することを指示することがある。いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

附 則

1. この規則は，2010 年 10 月 15 日から施行する。